

身体障害者手帳の申請に必要なもの

新規申請

☐身体障害者手帳交付等申請書（届出書）〔第7号様式（第10条関係）〕

☐身体障害者診断書・意見書

※15条指定医師が作成したものに限る。

指定医師については社会福祉課障害福祉係にご確認ください。

※診断書の有効期限は、記載日より6ヶ月となります。

☐写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの。ポラロイド写真、写真用紙以外のプリントは不可）

☐マイナンバーカード（通知カードでも可、もしくは個人番号がわかるもの）

再交付申請

＜等級変更・障害名追加＞

☐身体障害者手帳交付等申請書（届出書）〔第7号様式（第10条関係）〕

☐身体障害者診断書・意見書

※指定医師が作成したものに限る。

指定医師については社会福祉課障害福祉係にご確認ください。

☐写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの。ポラロイド写真、写真用紙以外のプリントは不可）

☐マイナンバーカード（通知カードでも可、もしくは個人番号がわかるもの）

☐現在お持ちの身体障害者手帳

＜紛失＞

☐身体障害者手帳交付等申請書（届出書）〔第7号様式（第10条関係）〕

☐写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの。ポラロイド写真、写真用紙以外のプリントは不可）

☐マイナンバーカード（通知カードでも可、もしくは個人番号がわかるもの）

☐身体障害者手帳紛失届

＜破損・写真貼替＞

☐身体障害者手帳交付等申請書（届出書）〔第7号様式（第10条関係）〕

☐写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの。ポラロイド写真、写真用紙以外のプリントは不可）

☐マイナンバーカード（通知カードでも可、もしくは個人番号がわかるもの）

☐現在お持ちの身体障害者手帳

身体障害者手帳の申請に必要なもの

住所変更

〈県外・市外からの転入、市内転居〉（身体障害者手帳の住所を書き換えます）

☐身体障害者手帳交付等申請書（届出書）〔第7号様式（第10条関係）〕

☐現在お持ちの身体障害者手帳

〈転出される場合〉

桜井市での手続きはありません。転出先の自治体にお問い合わせください。

氏名・保護者変更

身体障害者手帳の氏名・保護者を書き換えます

☐身体障害者手帳交付等申請書（届出書）〔第7号様式（第10条関係）〕

☐現在お持ちの身体障害者手帳